

## 逐条解説

### 南風原町まちづくり住民会議設置要綱

(設置)

第1条 第五次南風原町総合計画の策定にあたり、南風原町まちづくり基本条例（平成25年南風原町条例第28号）の基本理念及び基本原則に基づき、「南風原町まちづくり住民会議」（以下「住民会議」という。）を設置する。

■「基本理念及び基本原則に基づき、まちづくり住民会議を設置する」の意味＝第五次南風原町総合計画を策定するにあたり、町民が主体となり、広く町民の意見を集約し、それを計画に反映させることを基本とします。意見を重ねる中で、対立や矛盾、緊張が起こることも予測されますが、お互いの考えを尊重し、理解しようとする前向きな姿勢で取り組むこととします。

(役割)

第2条 住民会議は、次に掲げる事項に対する意見を取りまとめ、町長に提案を行う。

- (1) 第五次南風原町総合計画素案の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項

■「総合計画素案の策定」の意味＝基本構想及び基本計画の素案を作成することです。

- ◆基本構想とは・・・「こんな姿のまちづくりをめざす！」など、南風原町の将来像・大きな目標をまとめたもの。 10年計画（平成29年度～38年度）
- ◆基本計画とは・・・福祉・産業・教育など、分野ごとに何をするのかを具体的にまとめたもの。 前期：5年間（平成29年度～33年度）、後期5年間（平成34年度～38年度）

(組織)

第3条 住民会議は、次に掲げる40人程度の委員を持って組織する。

- (1) 公募した町民のうち町長が委嘱した者（以下「公募委員」という。）
- (2) 町職員20人程度

2 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

■「町民」の意味＝南風原町に住所のある方はもちろんですが、南風原町に働きに来ていてる方、通学している方などをいいます。

■「公募委員」の意味＝自主的に参加した方（行政によって指名された方ではない）。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画素案を町長に提出する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 住民会議に会長1人及び副会長1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、住民会議を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、その職務を代行する。

(部会)

第6条 第3条に規定する役割を効率的に行うため、住民会議に部会を置き、その役割を分担させる。

- 2 部会に部会長1人及び副部会長1人を置き、部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により、これを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 5 委員は、いずれか1つの部会に属さなければならない。

■構成員は、いずれか1つの部会に必ず所属する義務を規定しています。

(会議時間)

第7条 会議（住民会議の会議及び各部会の会議をいう。）は基本的に2時間程度とする。ただし、会議に諮って、これを延長することができる。

■基本的には2時間程度ですが、タウンウォッチングなどを行うと2時間以上かかるので、そのような場合を想定し、会議に諮って延長も可能としています。

(運営)

第8条 会議は、委員の自主運営を基本とする。

- 2 各部会は、会議の内容をまとめ住民会議で報告する。

■自主運営の意味＝公募による町民が無償でまちづくりの意見交換をする会議体です。基本理念及び基本原則に基づき、会議運営に関しても、構成員同士がお互いの考えを尊重し、前向きな姿勢で進めていくことを基本とします。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開するものとし、会議の結果もホームページなどで積極的に公開する。 ← **積極的な情報共有の姿勢を表しています。**

■原則として公開の意味＝情報共有の観点から、住民会議の結果について、ホームページ等へ掲載することとします。また、定例の会議について、できる限り日時と場所をホームページ等へ掲載し、いつでも、誰でも、会議の傍聴が可能になるよう取り組みます。

(意見聴取等)

第10条 会議は、必要と認めるときは、委員以外の方に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

■委員以外の方＝役場職員や学識経験者、各部会に関連する情報や知識を持っている方。

(提案の尊重)

第11条 町長は、第五次南風原町総合計画素案の提案を受けたときは、その内容を尊重するよう努める。

■町長の諮問機関に「南風原町総合計画等審議会」があり、さらに総合計画の審議機関として「南風原町総合計画策定委員会」があります。「住民会議」は、それぞれの機関の役割を正しく認識したうえで、基本理念及び基本原則に基づき町民の総意で計画素案を策定し提案を行います。町長は、その町民の総意を尊重するように努めるという意味です。

(庶務)

第12条 会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、会長が住民会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。